

| | |
|------------------|---------------|
| 商 品 名 ＜ 愛 称 ＞ | 「 すしんフロンティア 」 |
|------------------|---------------|

| | |
|-------------|--|
| ご利用いただける方 | <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫の会員資格を有する個人事業主 当金庫の営業区域内で3年以上事業をおこなっている満70歳以下の個人事業者の方 ※ 申込人が満70歳を超える場合は事業専従者が連帯保証人となる事でご利用いただけます。 ※ 不動産賃貸業のみの個人事業の方はご利用できません。 ・純新規申込先については下記の条件も満たす方に限ります。 <ul style="list-style-type: none"> ① 当金庫営業区域内に10年以上居住していること ② 申込人本人または家族が現在居住している不動産を所有していること ※ 詳しくは、窓口にお尋ねください。 |
| お 使 い み ち | <ul style="list-style-type: none"> ・事業に必要な運転資金または設備資金 |
| ご 融 資 形 式 | <ul style="list-style-type: none"> ・当座貸越契約とし、極度額まで反復貸越が受けられます。 ※ 通帳の発行を行わずカードによるCD・ATMでの貸付のため、四半期ごとに利用明細を送付いたします。 |
| ご 融 資 限 度 額 | <ul style="list-style-type: none"> ・貸越極度額 100万円コース 200万円コース 300万円コース |
| ご 融 資 期 限 | <ul style="list-style-type: none"> ・2年以内 契約期限到来に伴い、継続利用を希望する場合は別途審査が必要となります。 |
| ご 融 資 利 率 | <ul style="list-style-type: none"> ・長期プライムレート+当金庫所定の上乗せ幅 契約の締結日以降、長期プライムレートに変更があった場合には、長期プライムレートの変更日から最初に到来する約定返済日（毎月1日）より自動的に同じ変動幅で変更します。 ・詳しくは、窓口までお尋ねください。 |
| お利息の支払方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・毎日の最終残高について1年365日とする日割計算とし、1カ月あたりの貸越利息額を約定返済日（毎月1日）に返済用指定口座から元金返済とは別に自動で引き落とします。 |

| | |
|--------------------------|---|
| <p>ご返済方法</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・定額返済方式とします。 ・定額返済額は貸越極度額の1%とします。 貸越極度額 100万円コース…10,000円 200万円コース…20,000円 300万円コース…30,000円 ・毎月1日（休日の場合は翌営業日）に、ご指定の返済用口座から自動返済となります。また、この定額返済のほかに、随時返済（いつでもご都合のよい金額で1万円単位）を当座貸越専用口座への直接入金により返済いただけます。 ・返済用口座としてカードローン口座のご指定はできません。 <p>※ 詳しくは、窓口までお尋ねください。</p> |
| <p>連帯保証人</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・原則として不要です。ただし、申込人が満70歳を超える場合は事業専従者の連帯保証人が必要となります。 <p>※ 詳しくは、窓口までお尋ねください。</p> |
| <p>担保</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・原則として不要とします。 |
| <p>各種手数料</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・別に定める「主な手数料一覧」によります。 |
| <p>苦情処理措置 紛争解決措置</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部（9時～17時、電話：0248-75-3362）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話 03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、総務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会に おいて、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。 |

| | |
|-----------------|--|
| その他の参考と なる事項 | <ul style="list-style-type: none">・本商品は当座貸越専用口座のため、電気・ガス・水道等の公共料金等を自動引落して貸越を発生させたり、他の取引目的のためには利用できません。・当座貸越契約の解約は、当金庫に書面で届け出ることにより、いつでも解約することができます。なお、解約に際しては、解約時の貸越元利金をお支払いいただきます。・お申し込みに際しては、審査をさせていただきます。審査結果によっては、ご希望に添えない場合もございます。なお、審査の内容については、お答えいたしかねますのであらかじめご了承ください。 |
|-----------------|--|

平成 30 年 3 月 1 日 現在